



ゆたか福祉会キャラクター  
ゆたかめくんとみらいちゃん

# 障害者の ゆたかな **未来** をめざして



「なごみに決定！」 トライズ 松原 成樹さん ※紹介が12ページにあります。

## CONTENTS

- ▶ 新年度を迎えて ..... P2
- ▶ 2025年度 ゆたか福祉会 事業計画 ..... P3~9
- ▶ 消費税裁判を支援する 3.1集会 ..... P10~11

2025年4月10日 毎月1回10日発行 一部200円（法人会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます）

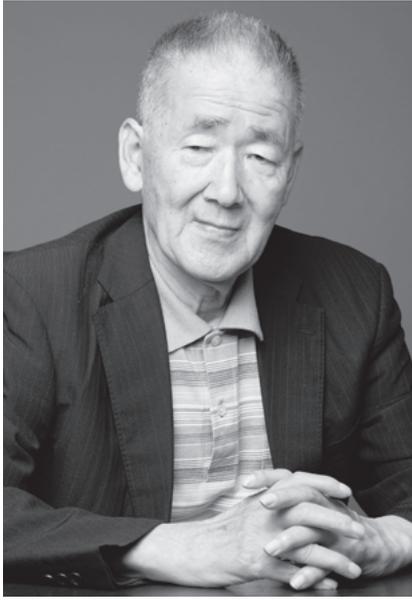
発行 / 社会福祉法人ゆたか福祉会 〒457-0852 名古屋市南区泉楽通四丁目5番地3  
TEL 052-698-7356 FAX 052-698-7358 <https://www.yutakahonbu.com/>



愛知県ファミリー・  
フレンドリー・マーク

ゆたか福祉会

検索



# 新年度を迎えて

## ～「平和」な世界と 社会の実現をめざして～

ゆたか福祉会 理事長 鈴木 清覺

新しい年度を迎え、世界と我が国に思いを馳せると、まことに残念な状況がひろがっています。世界の戦火は止むことなく拡大し、アメリカにおける新大統領の誕生もあって、これまで国連をはじめとして多くの国々が営々と積み上げてきた世界秩序が、次々と破棄され、分断と対立が高まっています。

我が国に目をむけても、防衛費が突出して増加してきています。ゆたか福祉会は設立以来、「平和」な世界と社会の実現を大切な理念に掲げて、取り組みをすすめてきました。この厳しい局面にあたり、これまで以上に運動や平和の取り組みに、力を入れていかなくはと考えています。

今年度は、ゆたか福祉会「第7期総合計画」の初年度となります。1年余りをかけ、関係者で検討を積み上げてきた計画であり、その具体化を早期に図っていく必要があります。

この長期計画と関連して、ゆたか福祉会がこの40数年掲げてきた「障害者のゆたかな未来をめざして」のスローガンについても議論となりました。事業開始50数年を経て高齢分野にも事業は拡大しており、「スローガンの中に高齢者も加えるべきではないか」という意見が出てきたためです。

このスローガンは、ゆたか福祉会の創成期に広報誌の表題としても用いられたものです。これまでの恩恵的・慈恵的な福祉観から、「人権」や「発達保障」を軸とする実践や事業への大転換を踏まえ、それをゆたか福祉会の今後の事業と実践の基本としようという決意のもとに策定されたものであり、単に対象論を掲げたものではありません。様々な議論はありましたが、こうした決意を再確認しつつ、当面はこのスローガンを継続して使用していくことにしました。

さて、この数年間取り組んでまいりました「消費税裁判」ですが、「仲間たちが毎日頑張っている作業は労働」であるという私たちの声はなかなか司法の場に届きません。世界の障害者の人権水準から大きく立ち遅れたこの状態を打開するためにも、関係者には改めてこの裁判の内容と意義について学習し、理解し、運動を強めていただくよう要請いたします。

今年度は理事会・評議員会の改選期にあたります。世代交代をふまえ、新しい理事会・評議員会が選任され、体制がつけられる予定です。関係者のみなさんが新体制のもとに団結し、ゆたか福祉会の事業と実践を推進いただくことを願っています。



### はじめに

・ 今年には戦後80年の節目の年ですが、戦後の国際秩序を支えてきた人権や民主主義といったリベラルな価値が、いまでも脆弱な立場に追い込まれています。権威主義的・覇権主義的な体制が優位性を保っているように見えるそんな時代になってきています。

ウクライナやガザ地区で起きている戦争の惨禍や、対立と分断が更に拡大していけば、世界はますます不透明で理解不能なものとなってしまいます。アメリカで誕生したトランプ第2次政権による「自国第一主義」の暴走はこうした傾向にさらに拍車をかけており、多様性や公平性・包摂性を尊重した施策（DEI）の廃止が、

日本の障害分野にどのように影響してくるのか懸念されることです。

・ 国内に目を転じると、物価の高騰はとどまるどころを知らず、障害のある人やその家族・高齢者、私たちの事業や職員の生活に大きな影響をもたらしています。幸い、昨年実施された報酬改定で24年度の事業収入が一定額増え、就業規則を改定し職員の賃金や手当を若干ですが増額することが出来ました。しかし、最低賃金の大幅な改定を始め、他産業との賃金格差は更に広がる一方で、深刻な人手不足の解消を見通すことはできません。

・ 次期の報酬改定は2年後ですが、政府から聞こえてくるのは相変わらず財政抑制の声ばかりで、基本報酬を低く抑えたままでの加算の羅列や「時間刻み」の報酬制度の更なる拡大がねらわれています。

・ こうしたなか、障害分野では優性保護法の全面解決をめざす裁判運動が、大きな成果をのこしました。昨年7月、最高裁大法廷は原告の訴えを全面的に認め、優性保護法の強制不妊手術の規定は憲法に違反していたと指摘。最大の争点となっていた「除斥期間」の適用に関しては、不法行為を行った国がその適用を主張し、自身の責任を免れようとすることは「権利の濫用」であり、「著しく正義・公正

の理念に反し到底容認することができない」と断罪したのです。

この判決を受け、国の謝罪と被害者への補償を定めた法律が成立し、今年1月に施行されました。被害を受けた人たちにこの謝罪と補償を届けていくことが、今後の大きな課題となっています。

・ ゆたか福祉会は、いま国を相手に消費税に関する裁判をたたかっています。2019年に初めて訴えを起し既に5年が経過しました。この間に、国税不服審判所・名古屋地裁・名古屋高裁と審理が進んできましたが、残念ながら私たちの訴えは全て退けられました。

裁判では、障害のある人たちが作業所でおこなっている生産活動が、「労働」に値するか否かが問われています。裁判に勝利し、障害のある人たちの労働が法制度や社会の中で正当に評価され認められるためにも、勝利へ向けた取り組みを強めていかなければいけません。

・ 第7期総合計画初年度となる今年は、こうした情勢の下で始まります。障害のある人や高齢者の願いと暮らしを支えていくため、地域や社会とのつながりを一層強めるとともに、事業に携わる職員・関係者のエンパワメントに取り組み、新しい世代への事業継承をすすめていきます。

## 1 事業に係わる重点課題

① 7期計画に関しては、各部門・課題ごとに早期に計画推進のための5年間のロードマップを策定し、必要な推進体制を確立していくようにします。

② 緑区平手へのグループホーム整備事業が認められる可能性が高いため、推進体制を早期に確立し取り組みをすすめていきます（25年度秋整備 ↓ 26年度4月開所）。

③ ゆたか通勤寮については、「あり方検討委員会」でのこれまでの議論を踏まえ、再編整備の計画を確定していきます。

④ 福祉村でのデイサービスなぐらの事業廃止（25年3月末）を受け、地域の中での福祉村の役割について改めて議論を行い、訪問介護事業も含め、地域から求められている新しい事業の立ち上げについて検討していきます。

⑤ 利用者の高齢化に対応するため、訪問看護事業所の新設について検討し、具体化を図っていきます。

⑥ ベトナムからの人材確保と受け入れの取り組みを推進するとともに、関連団体と連携して職員研修や現地での仕事起こしについて検討を進めていきます。

## 2 現場実践と運営に関する課題

### (1) 共通する実践上の課題の推進

・日常生活や社会生活の場面で、自らの意思が反映された生活や活動が出来るよう、意思決定支援の取り組みを強化・発展させていきます。

・利用者活動や自治会活動への支援を強化していきます。

・あらゆる虐待の根絶にむけ、取り組みをすすめていくため、権利擁護虐待防止会議や身体拘束適正化委員会を定期的に開催するとともに、職員研修を実施していきます。

・虐待が発生もしくは虐待を発見した場合は、「虐待防止のための指針」（25年4月施行）に従い速やかに必要な対応を行っていきます。

・強度行動障害のある人への支援体制を強化し、ひとり一人に合わせた環境の整備や、支援の向上に努めます。

・今年度も法人内事業所を対象とした強度行動障害者支援ゼミを、年6回開催します。

・新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策に引き続き取り組みとともに、南海トラフ大地震等の大規模災害への備えを、より実効性あるものにしていきます。

・感染症対策委員会等を定期的に開催し、感染予防の徹底と発生時の対策を強化していきます。

・大規模災害発生時の業務継続計画を確認し、非常食や備蓄物の適正な管理、災害備品の定期的な点検や避難訓練に取り組みます。

・多様な活動をおし地域とのつながりや連携を強めていきます。

・自立支援協議会や、地域の防災訓練・盆踊り・平和行進等への参加

・「ふれあい祭り」や認知症カフェ・子ども食堂、SDGs委員会のプロギング活動などの主催

### (2) 共通する運営面の課題の推進

・ハラスメントのない職場づくりに取り組みます。

・ハラスメントに関する学習や研修を、各職場や管理職会議で実施するとともに、事案発生の場合は迅速適切な対応を行います。

・増加していく海外人材の受け入れと育成の仕事づくりを進めます。

・援助担当者等を配置し、職場適応のサポートや業務スキル向上のため、研修を実施していきます。

\* 家族(会)との対話やつながりを強めていきます。

・ 家族と職員の懇談や、交流の機会を定期的に作り、気軽に相談し合える関係づくりに努めます。

\* 定員の充足や新しい利用者の確保に向け、意識的に取り組みをすすめていきます。

・ 法人内の情報共有を強化し、居住部門での空所を出来るだけ少なくするようにしていきます。

・ 特別支援学校や相談支援事業所等の関連機関とのつながりを強化し、事業説明会等を開催していきます。

\* 物価高騰への対策をすすめます。

・ 光熱水費や燃料費等の無駄を省くとともに、廉価な通販の活用やペーパーレス化等を進め、費用削減に取り組みます。

### 3 分野・地域ごとの重点課題

#### (1) 日中活動の場

\* 元塩・星崎地域の生活介護事業所の現状分析を進め、活動の合流や再編についての検討を始めます。

\* 南区の事業所を対象に、利用者の送迎について事業所間の共同運行を検討し実施していきます。

・ なるみ作業所は、希望される方全員への提供を目指しコース・人員の拡充に取り組みます。

\* 全ての事業所で「5S活動」に取り組み、利用者・職員双方にとって過ごしやすく、使いやすい職場環境づくりをめざします。

\* 就労継続事業では、第5期工賃向上計画を推進します。

#### (2) 暮らしの場・地域支援(高齢含む)

\* 高齢期による特有の障害や疾病の理解を深め、介護技術の向上を目指します。

\* 法人内のリハビリ専門職や医療機関、介護保険分野等の、地域の社会資源との連携を強化します。

\* 終末期を迎えた方を支える体制づくりや、看取り支援に関する学習を深めていきます。

\* 成年後見制度の利用を推進します。

\* 賃貸のグループホームの再編も視野に、粕屋ホーム隣地に新しいホームを建設する構想について検討を重ねていきます。

#### (3) 尾張事業本部

\* 第2あかつきの移転を目指し、新たに購入した土地の活用について関係者で検討し、作業所の本体も含め仲間の活動がより充実したものになるよう取り組んでいきます。

\* ケアホーム徳重の移転、ケアホーム北野の365日開所、緊急時対応、グループプホームで暮らしたい仲間の想いと願いに応えていくための定員増の新設ホームなど、組織再編を含めて考えていきます。

#### (4) 福祉村事業本部

\* 2施設が合併して3年目を迎える今年。障害特性の違う利用者それぞれのニーズや思いに添いながら、安心した生活とより充実した活動を提供していきます。

\* 新たに地域検討委員会(仮称)を新設し、地域行事への参加や、ボランティアの受け入れ等、地域の方々との交流や活動を進めていきます。

\* 生活サポートセンター名倉の4つの事業の職員の専門性・機能を生かしながら役割分担をして、地域の様々な福祉ニーズに対応した取り組みをすすめていきます。



\* 高齢化が進む地域で、可能な限り住み慣れた自宅で生活できるようにするため、在宅を支える介護サービスの事業の立ち上げについて、検討を始めていきます。

### (5) 相談支援事業

\* 障害のある人が、住み慣れた地域で安心してその人らしい希望する暮らしが送れるように、本人の意思決定と諸権利を尊重した、本人を中心とした支援のネットワークを構築します。

\* 自立支援連絡協議会を拠点として、地域の障害福祉事業所をはじめとする社会資源とつながっていきます。

\* 利用者支援において必要な関係調整や、事業所間の連携を行います。

### (6) 名古屋高齢事業

\* 地域との連携をより深めることができるよう、オレンジカフェゆたかめの開催や、子ども食堂開催に向け情報等を集め、地域の方が集まる居場所づくりの準備を行います。

\* 開始して7年目となる共生型生活介護サービスの実践をさらに発展させ、高齢期を迎えた利用者たちが、日中を快適に過ごせる場になります。

\* 障害高齢者について、65歳の時期に様々な制度課題が発生している現状があり、相談支援専門員と情報交流をし、将来検討している総合相談窓口について、引き続き検討をしていきます。

\* ケアマネージャーの交代の準備期に入っていくため、担当者の変更に伴う利用者の不利益が発生しないように業務を引き継いでいきます。

## 4 経営組織・運営機構の強化

### (1) 理事会・評議員会・運営協議会の活性化と機能強化に取り組みます

\* 6月に理事・評議員・運営協議会委員等の改選を行い、法人の新しい経営体制を確立していきます。

・ 改選にあたっては、世代・ジェンダー・分野・地域等を考慮し、バランスの取れた体制をめざします。また各定数についても適正なあり方を検討し、必要があれば見直しを行っていきます。

\* 理事会事務局としての機能を強化するため、各会の名簿や任期・報酬等の一元的な管理をすすめていきます。

\* 理事会等の議論内容や法人としての取り組みについて、これまで以上に内外に幅広くかつ簡易に発信していくために、広報やホームページのいっそうの活用を図ります。

### (2) 法人本部機能の強化

\* 法人本部の役員体制の若返りをすすめるため、今年度は人材確保や研修等の業務の分掌と継承をすすめていきます。

\* 法人本部会議の機能強化をすすめるため、必要に応じて構成員の拡大を図ります。

\* 第7期計画の推進体制の検討と並行して、現在ある委員会の目的や役割を再整理していきます。

\* 内部監査体制の整備へ向け、他法人等の取り組み状況を把握していきます。

\* 南海トラフ地震等に備え、引き続き各事業所単位のBCPを整備するとともに、法人全体の活動を統括するBCPを策定していきます。

### (3) 管理運営機構の強化

\* 分野別所長会議を継続開催し、分野別課題の推進や現場運営の改善・問題解決をすすめていきます。

・分野間の連携については、法人本部会議や全体所長会議を通じて行っていきます。

\* 管理業務の標準化や管理職間（所長・副所長）の業務分掌についても、分野別会議を軸に検討と見直しをすすめていきます。

#### (4) ゆたか福祉会の歴史や理念を発展的に継承していく

\* 誰もが安心して暮らせる地域や社会にするための取り組みをすすめます。

・消費税訴訟の勝利へ向け、多くの関係者や市民へむけて、訴訟の内容と意義を大きく発信し、共同の取り組みにしていきます。

・より多くの職員や利用者・家族・関係者に働きかけ、きょうされん第48・49次国会請願署名や対自治体への要望活動に取り組みます。

・能登半島被災地の支援活動や平和学習、平和行進に取り組みます。

\* 利用者・家族・職員の意見を大切に、その参加と共同の力を育んでいきます。

・自治会担当者の会を設定し、各事業所の活動交流やサポートのあり方について学ぶ機会を設けます。

・法人と各家族会との懇談の場を設け、法人に対する要望や家族会活動に関する意見等について把握していきます。

・引き続き労働組合との懇談（交渉）の場を大切にしていくとともに、職員からの訴えや「自己申告書」等に記載された課題や要望の解決に取り組みます。

### 5 人材の確保と育成

#### (1) 第7期総合計画の初年度として、

各事業所が適切な運営・実践ができるよう分析を行い、適正な職員配置に努めます。

\* 新規卒卒者や既卒者・転職者等の採用については、必要な職種・人員を把握しながら、各種サイトやつながり等を活用し取り組みを行います。

・新規卒卒者の採用については「人材確保委員会」を中心に、年間活動計画を策定し、見通しを持った取り組みを進めます。

・採用者の出身大学や実習等のつながりを活かした、学校訪問等を改めて取り組みます。

\* 年々早まる採用活動への対策を講じつつ、学生にとって魅力ある事業紹介ができるよう取り組みます。

・学生の興味・関心に応えたプログラムが提供できるよう、各種委員会との連携や受入れ事業所を増やす取り組みを行います。

#### (2)

経営理念に基づく「初心」を忘れず、「ゆたか」との出会いがひとり一人のキャリアデザインを描く契機と捉え、定着をめざします

\* チーム支援に向き合える職員として学び、育ちあう機会を重視します。

・「相手を知る」「尊重」をキーワードに、日常実践を振り返る機会を設定します。

\* 階層別研修については一層の体系化と充実を図ります。

・キャリアパスの「見える化」として、先輩職員から学ぶ機会を位置付けます。

・先輩職員については、報告者の役割を通じたキャリア形成の機会として位置付けます。

・施設見学実習等もあわせて検討を進めます。

\* 支援の質の向上

・利用者中心の「個別支援計画」の作成をはじめ、あらゆる場面で本人主体の意思決定支援ができるよう専門職としての力を培います。

・改訂した「職員ハンドブック」や「分野別テキスト」の見直しの取り組みを通じて、支援の質の向上を図ります。

- ・ 昨年度から導入したオンライン動画研修サービスマも活用しながら、制度研修や初任研修の充実を図ります。

- ・ 親・家族と職員が双方向で学ぶ機会を積極的に位置づけます。

- ・ 資格取得の推進に向け、実務経験や資格更新情報を法人で一元管理する初年度とします。

- ・ 全体研修を4月と11月に開催します。

- ・ 法人内事業所の特徴ある実践や、法人外事業所の進んだ実践から学ぶ機会とします。11月テーマのひとつは「平和」とします。

## 6 人事労務、労働条件・労働環境の改善

### (1) 労働条件の整備と改善を行います

- ・ 基本給のベースアップと各種手当の見直しを行います。

- ・ 引き続き、同一労働同一賃金の原則に沿って、正規職員、非正規職員の均等・均衡待遇を確保に努めます。

### (2) 就業規則の見直しを行います。

- ・ 就業規則を全体に見直し、矛盾や実態にあっていない部分を修正していきます。

- ・ 第4章 職員の規範および服務規律については、引き続き重点課題として見直ししていきます。

### (3) 職員の悩みや不安の軽減をサポートする体制を整備します。

- ・ 産業医を通じて、悩みや不安を抱える職員が気軽にカウンセリングを受けることができる仕組みの活用を図ります。

- ・ 産業医が運営する社外健康管理室「こころめいと」の相談実績は、2024年3月〜2025年2月で産業医面談3件、LINE相談11件、電話相談3件となっています。

- ・ 2024年度は職員のストレス状態を把握し、メンタルヘルス不調を未然に防ぐため、全事業所でストレスチェックを実施しました。今年度も引き続き実施していきます。

- ・ 引き続き、メンタル不調で休職中の職員に対し、産業医の協力を得ながら、職場復帰に向けての支援をしていきます。

### (4) 防災事故防止に努めます。

- ・ 防災事故防止に向けて、法人安全衛生委員会や各事業所の安全衛生委員会等で事故の発生を分析し、再発防止に努めるとともに、支援技術や介護技術の向上に取り組みます。

- ・ 2024年度は、2月26日現在で事故件数12件で2023年度の24件から半減しました。また、利用者関連の事故も13件から5件まで減少しています。

### (5) ハラスメントの無い職場作りをめざします。

- ・ 法人や各現場でハラスメントについて学習し、理解を深め、ハラスメントの無い安心して働ける職場作りをめざします。

### (6) 人事考課システムの導入にむけて準備をしていきます。

- ・ 第7期総合計画に掲げた人事考課システム導入に向けて、他社の成功事例や人事考課についての学習をしながら、導入準備をしていきます。

## 7 財政計画

- ・ 25年度当初予算参照

## 2025 年度当初予算書

勘定科目		前年度予算	2025 年度予算	増 減
事業活動 による収支	介護保険事業収入	139,271,789	125,040,000	-14,231,789
	就労支援事業収入	332,389,826	368,277,772	35,887,946
	障害福祉サービス等事業収入	2,934,611,259	2,955,069,309	20,458,050
	公益事業収入	14,177,230	14,602,230	425,000
	収益事業収入	11,000,000	11,000,000	0
	借入金利息補助金収入	1,305,765	1,210,291	-95,474
	経常経費寄附金収入	21,692,150	7,860,000	-13,832,150
	受取利息配当金収入	223,593	199,330	-24,263
	その他の収入	50,740,370	37,904,200	-12,836,170
	事業活動収入計 (1)	3,505,411,982	3,521,163,132	15,751,150
	人件費支出	2,265,965,040	2,358,988,008	93,022,968
	事業費支出	344,798,612	347,065,918	2,267,306
	事務費支出	305,011,110	315,650,464	10,639,354
	就労支援事業支出	305,039,336	320,219,574	15,180,238
	支払利息支出	4,309,638	4,037,727	-271,911
	その他の支出	21,079,322	21,240,300	160,978
	流動資産評価損等による資金減少額	0	0	0
	事業活動支出計 (2)	3,246,203,058	3,367,201,991	120,998,933
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	259,208,924	153,961,141	-105,247,783
	施設整備 による収支	施設整備等収入計 (4)	57,750,754	11,823,152
施設整備等支出計 (5)		319,394,514	128,224,710	-191,169,804
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)		-261,643,760	-116,401,558	145,242,202
その他の 活動収支	その他の活動による収入計 (7)	288,233,375	104,042,260	-184,191,115
	その他の活動支出計 (8)	254,394,490	92,639,660	-161,754,830
	その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	33,838,885	11,402,600	-22,436,285
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)		31,404,049	48,962,183	17,558,134

消費税裁判を支援する3・1集会 in 名古屋港湾会館

# 障害者の働く権利と消費税の課税問題について問う

## 【はじめに】

集会の目的は

・現在、ゆたか福祉会と国の間で争われている仲間たちの工賃をめぐる消費税訴訟を通じて明らかとなった、「障害者の働く権利」を否定するような国の姿勢について社会に訴える

・この問題の本質について広く認知してもらう

の2点で企画されました。

当日は、ゆたか福祉会関係者だけでなく、外部からも参加をいただき、総勢120名(会場100名、Web視聴20名)の参加となりました。

理事長からの「裁判の経過と意義について」の報告後、担当弁護士(原山剛氏)と税理士の戸谷監事より、専門家の立場から裁判の争点と今後の対応について説明をしていただきました。

## 【担当弁護士からの報告】

原山弁護士はこの裁判を受任するにあたり、何度も作業所に足を運び、仲間たちの作業の実態を直接ご覧になりました。裁判官にも臨場を求め、併せて仲間たちが裁判で陳述する機会をもてるよう訴えてくださいましたが、一番一番とも、全て棄却されました。

そして、「工賃支給は福祉サービスの一環」「工賃は成果物の販売代金に転嫁可能な程度に生産活動への従事と結びついていない」という国側の主張を、一方的に容認する判決が下されました。また仲間たちの労働の実態を無視した判決は不当であり、現在原告に向けて準備を進めている旨が報告されました。

陳述を予定していた3名の仲間の皆さんにも、登壇していただき、それぞれの思いを訴えていただきました。



## 【松井氏と訓覇氏をお招きして】

後半は、法政大学名誉教授の松井亮輔氏と、日本福祉大学元教授の訓覇法子氏からご講演をいただきました。それぞれ国際的な視点からの障害者の労働権保障や、社会政策学者としての見解についてお話しいただきました。両氏には、控訴審訴訟にあたり、我々の主張を補強するための意見書も作成いただいています。

日本の政策は、「福祉」と「労働」を切り離して考えることが前提となっていない。「人として生きるための当たり前の権利(社会権)を保障するものになっていない」との指摘や、「すべての人が対等な価値を有する」という権利条約の理念からも、「障害者の労働の価値を否定する国側の主張や裁判所の判決を容認すること」はできない」と改めて感じさせられました。

法人本部 上田和登

参加された皆さんからの  
”声“を紹介します

近藤敏さん  
リサイクルみなみ作業所利用者

発表はうまくできました。終わった時はホッとしました。3人の仲間の代表の主張を、裁判官や国に分かってもらいたいです。

福祉のサービズで作業をしているのではなく、労働としてリサイクル事業を担っています。障害者と健常者と差があります。障害者も働かないと生活が成り立ちません。皆さんの力で運動が広がると良いと思います。

浅野美子さん  
リサイクルみなみ作業所利用者家族

教育の分野のインクルーシブもなかなか進んでいませんが、労働の分野のインクルーシブも進んでいないと感じました。

リサイクル事業は、他の一般の企業が委託されて行っている内容と同じ仕事をしているのに、B型の事業所が運営しているというところで労働とみなされないのは矛盾しています。労働の場で障害者が普通に働いているだけなのに、彼らの働きを「訓練」と言われると違和感があります。



障害当事者の3人の発言は、非常に良かったです。裁判所では当事者の発言が認められませんが、それは障害のある人を排除していることなのではないでしょうか。司法にも彼らの声を聴き、現場を見学してもらいたいのです。障害者権利条約を批准した国でこの先、司法がどう判断していくのか注目したいです。

**竹内智子さん**  
リサイクルみなみ作業所利用者家族

裁判所の方々に、現場に来ていただき、働く様子を見てもらえれば労働していると分かると思います。市民から出されたペットボトル等を、夏は暑く冬は寒い現場で汗水流して分別しています。その様子は、動画だけでは伝わりません。

障害があつて普通の人と違うかのように言われますが、普通の人だつて十

人十色で、言われた通りに仕事ができる人もいれば、できない人もいます。普通に働くために助けが必要だけです。障害があつても、いろいろ苦労しながら働いているし、一般の人が働いたのと同じように、その働きは社会に役立つと思っています。

**鈴木拓也**

ワークセンターフレンズ星崎職員

今集会でそれぞれの先生の話しを聞き、今回の裁判は支払った消費税の返還仲間たちの働きを労働として認めてもらうための裁判ではないと思えました。

確かに消費税法上の解釈だけであれば、今回の結果は妥当なのかもしれない。しかし、仲間たちの声や現場の実情が軽視されてしまうこと、さらに社会権や障害者権利条約などの基本的な人権に触れずに判決を下されてしまうことなど、日本の司法制度が国際的な基準や他国の制度と比較して不十分であり、社会正義が実現されない課題があることを学びました。

改めてこの裁判を勝ち取るこの意味の大きさ、社会全体にこのことを考えてもらうためにもゆたか福祉会だけではなく、社会を巻き込みながら続けていく必要があると思えました。

**評議員 小松由明氏**

裁判所は税務署(国)の主張しか採用していません。裁判所を動かすのは理論と世論です。理論は弁護士・税理士や大学教授の力を借りて深められてきました。あとは、世論と運動で裁判所に認めさせることです。

仲間・家族・職員そして理事・評議員の理解と行動です。

裁判の傍聴。裁判が終わったら、隣の弁護士会館に移つてまとめの集会を開き、理解をふかめ、確信と行動にする。

きょうつさんでは、「この裁判に勝利していくためには、法廷内の論争だけではなく全国の関係者の幅広い後押しが必要」としています。

具体的にはどんな後押しができるか。まずは正しく知ってもらうこと。次に、消費税の申告をしている所は、仲間の工賃を課税仕入れとして申告をしてもらう。申告↓更正処分↓異議申立↓不服審判所までは闘う。

異議申立の段階で口頭意見陳述を積極的に活用し、私たちの主張・理論を記録に残させる。

「仲間の工賃は労働の対価である」ことを、労働者の権利を守る組合に申入れ、支援してもらい、広く世論を作っていくことも必要だと思えました。

**理事長 鈴木清寛**

今回の「消費税裁判」の戦いは、単に法人として消費税の支払いが否だから起こしたものではありません。歴史的には消費税導入時、障害者のみなさんの働く施設「授産施設」等での売り上げは「非課税」とされてきました。つまり「消費税は払わなくてもよい」ことになっていました。

しかし当時、全国授産施設協議会の役員をしていた私は「このままでは消費税課税における仕入れ税額控除が受けられず、一般の市場(会社)との取引から排除されてしまう」と危機感を覚えました。そして「払うものは払おう」と、授産事業への課税を政府に求める運動を、全国の関係者と共同して繰り広げ、今日の課税としてきました。

消費税の導入には、こうした経緯と歴史もついています。このことは今日、いささかも変わっていません。今回の裁判の核心的な問題は、障害者のみなさんの作業所(就労継続支援B型事業)における「工賃」が、「労働」の対価なのか、「福祉サービス」の一環なのかが争われている裁判です。

# 寄付のお礼 中部ウォーカーソン様

ゆたか作業所とワークセンターフレンズ星崎は、毎年中部ウォーカーソン様より、国際チャリティーフェスティバルで集まった寄付金の配分をいただいています。喜びの声を紹介します。

## ゆたか作業所

ここ数年、作業所では高齢化が進んでいるので、リハビリ等で活用する物品購入の費用に充てさせていただいています。

今回は、車いすに乗ったまま体重計測ができる体重計を購入させていただきました。仲間だけでなく、職員共々、毎月の体重測定にて大好評です。ありがとうございました。



## ワークセンターフレンズ星崎

今回の寄付金につきましてはトイレの環境改善費用にあてさせていただきました。各階のトイレに温水便座を設置したうえで、傷みのひどかった一部の床を張り替えました。

快適で、介助もしやすい綺麗で明るいトイレになりました。ご支援ありがとうございました。



## 表紙の作者紹介



「なごみに決定！」

トライズ 松原 成樹さん

知識が豊富な松原さん。「ピンクが好きです!」「桜が好きです!」「昭和の和という文字が好きです!」と、好きな物がたくさんあります。文字の読み書きも得意です。「ヘボン式ローマ字で書いてありました!」「難読漢字書きます!」と言って、世界の国名や日本の地名を様々な書体で、とても綺麗に書いて見せてくれます。

今回の作品は、松原さんの好きが詰まった作品で、桜の花びらを一枚ずつ貼り、表現されました。「和は“なごみ”です!」「乃木坂46の井上和ちゃんのなごみです!」「和合の和!」と話してくれました。和合とは「人の調和で、仲良くなっている様子」と、教えてくれました。

## 広報・507号

2025年4月号(2025年4月10日発行)

定価 1部 200円

法人協力会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます

発行・編集 / 社会福祉法人ゆたか福祉会

印刷 / 株式会社東海共同印刷

法人協会会費・賛助会費・寄附金など福祉会への申し込み、ご送金は

法人協会会費 = 年間 1口 6,000円、  
賛助会員(個人 1口 3,000円、企業団体等 1口 5,000円)

●銀行口座 名義はいずれも社会福祉法人ゆたか福祉会

・三菱UFJ銀行 柴田支店 普通預金 291-884  
・あいち銀行 鳴海中央支店 普通預金 150-425

●郵便振替口座 00820-8-54026 社会福祉法人ゆたか福祉会



2月

- 1日(土) 常勤およびパート職員研修
- 3日(月) うたごえ交流会
- 4日(火) 福祉村将来構想検討委員会
- 7日(金) 初任「まとめ研修」
- 8日(土) 理事会・運営協議会
- 10日(月) 事業運営推進会議
- 12日(水) 新管理職合同研修/事務業務推進会議
- 14日(金) ソーシャルワーク実習合同ガイダンス
- 18日(火) 広報・ホームページ編集委員会/懲罰委員会
- 21日(金) 食と健康推進委員会
- 25日(火) 援助担当者会議/研修部会議
- 26日(水) 新所長研修/事務研修/SDGS委員会
- 28日(金) 2025初任研修

# ゆたか福祉会 事業一覧

一人ひとり皆主人公。  
みんなの夢が  
息づく場所です！

## 法人本部

法人本部 ☎ 052-698-7356  
ゆたか障害者福祉研究所

## 名古屋事業本部

ゆたか作業所(南区) ☎ 052-692-3531  
みのり共同作業所(南区) ☎ 052-612-6237  
リサイクルみなみ作業所(南区) ☎ 052-612-5391  
トライズ(南区) ☎ 052-825-4022  
ふれあい共同作業所(南区) ☎ 052-613-2479  
ワークセンターフレンズ星崎(南区) ☎ 052-824-4450  
なるみ作業所(緑区) ☎ 052-878-6921  
ゆたか希望の家(緑区) ☎ 052-878-6912  
つゆはし作業所(中川区) ☎ 052-353-3175  
リサイクル港作業所(港区) ☎ 052-382-1933  
みらいろ(港区) ☎ 052-382-3200

## 相談支援事業本部

緑区障害者基幹相談支援センター  
障害者相談支援センターみどり(緑区) ☎ 052-892-6333  
地域活動支援センターしかやま(緑区) ☎ 052-892-6006  
ゆたか相談支援事業所どうとく(南区) ☎ 052-692-3539  
相談支援事業所ゆたか通勤寮(南区) ☎ 052-611-7789  
相談支援事業所ゆたか希望の家(緑区) ☎ 052-878-8776  
ゆたか相談支援事業所あおなみ(港区) ☎ 052-382-1991

## 尾張事業本部

あかつき共同作業所 ☎ 0568-25-0171  
あかつきヘルパーステーションはなキリン 同上  
ゆたか生活支援事業所尾張  
ケアホーム徳重 ☎ 0568-22-8587  
ケアホーム北野 ☎ 0568-68-8844  
ケアホームあかつき ☎ 0568-54-2700

## 福祉村事業本部

キラリンとーぷ ☎ 0536-65-0370  
生活サポートセンター名倉【相談】 ☎ 0536-65-0372  
設楽町権利擁護支援センター 同上  
※デイサービスなぐらは  
2025年3月末をもちまして事業を廃止致しました。

## 名古屋高齢事業本部

ケアサポート宝南  
デイサービス宝南 ☎ 052-618-0205  
グループホーム宝南の家 ☎ 052-613-5081  
ケアサポート宝南【相談】 ☎ 052-613-6055

## 地域支援事業本部

ゆたか通勤寮 ☎ 052-611-7781  
ライフサポートゆたか【ヘルパー事業所】 ☎ 052-825-4404  
ゆたか生活支援事業所なかがわ  
つゆはし板倉ホーム ☎ 052-354-0678  
上脇ホーム ☎ 052-352-3266  
あおなみホーム ☎ 052-355-9339  
ホームみらい ☎ 052-383-5580

## ゆたか生活支援事業所みなみ

グループホーム エール ☎ 052-619-6052  
エールI・エールII  
ホームみのり ☎ 052-612-9480  
元塩ホーム ☎ 052-614-4691  
第二八光荘 ☎ 052-612-3986

## 地域生活支援拠点事業所まーぶる

まーぶるホーム ☎ 052-691-0161

## ゆたか生活支援事業所かさでら

第1かさでらホーム ☎ 052-618-7171  
第2かさでらホーム  
ひいらぎホーム ☎ 052-611-6955  
粕島ホーム ☎ 052-824-9590  
ひろめホーム

## ゆたか生活支援事業所なるお

ほしざきホーム ☎ 052-825-4359  
ゆたか鳴尾寮 ☎ 052-613-3021  
鳴尾ホーム ☎ 052-611-3588  
第一八光荘 ☎ 052-614-4345  
わかばホーム ☎ 052-614-2785  
あさがおホーム ☎ 052-613-5606

## ゆたか生活支援事業所みどり

大清水ケアホーム ☎ 052-876-8820  
なるみホームひまわり ☎ 052-893-7575  
かきつばたホーム ☎ 052-680-7777  
みずひろホーム ☎ 052-715-8336

## ゆたか生活支援事業所あつた

第1ホーム白鳥 ☎ 052-671-0067  
第2ホーム白鳥  
第3ホーム白鳥  
第1ゆたかホーム太陽 ☎ 052-691-4004  
第2ゆたかホーム太陽  
明治ホーム

